

# 日本経済及び倒産状況の現状とアフターコロナにおける事業再生の展開

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士上田裕康

## 1 はじめに

COVID-19 によって日本経済も他の国と同じく、非常に大きな影響を受け、その状態は現在も継続しています。ワクチン接種の拡がりによって、COVID-19 の感染者数は、最近になって激減しており、ようやく、将来に向かっての明かりが見えてきましたが、今後、新種による再感染の拡がりも予想される場所であり、決して、油断できない状況にあります。2019 年の中国青島で開かれた第 11 回東アジア倒産再建協会のシンポジウム以降から今回のシンポジウムまでの間に日本で起こっている状況について簡単に説明をさせていただきます。

この 2 年間、日本政府は、実質的に無利子・無担保の貸付、劣後ローンによる資本増強を、政府系金融機関を通じて行い、資金繰りに苦しむ企業を支援ようとしてきました。コロナ後に向けての基本方針である成長戦略実行計画(令和 3 年 6 月 18 日閣議決定)によれば、コロナ禍の中で、日本企業の債務残高は、2019 年 12 月末の 570.5 兆円から 2020 年 12 月末に 622.5 兆円となり、52.0 兆円増加しています。これに伴い、コロナ禍の中で債務の過剰感があると感じる企業は、2021 年 4 月に大企業で 14.5%、中小企業 34.5%となっています。今後、事業再構築を進めるためには、債務処理の問題は避けて通ることができないことを踏まえ、事業再構築・事業再生の環境整備を図ることが喫緊の課題となっています。

## 2 倒産事件受付件数の推移

この 2 年間の日本における、事業再生・倒産案件の状況は以下のとおりです。全国的にはこの 10 年間を見ても、破産件数に大きな差異は見られず、むしろ、減少傾向にあります。COVID-19 の影響下にある 2020 年の破産件数が前年の 2019 年よりも減少しているのは、日本政府による、無利子・無担保の資金供与、金融機関は回収に着手しないということが大きく影響していると思われます。民事再生の件数も同様の減少傾向にあり、2020 年は 2019 年よりもかなり減少しているということがいえます。会社更生の件数は、著しく減少しており、2019 年で僅か 1 件、2020 年でも 3 件しかありませんでした。倒産事件の件数の減少には、事業再生 ADR による債務処理が進んでいることも影響していると考え

ています。特に、上場企業においては、会社更生等の法的手続を取るのではなく、事業再生 ADR によって、上場を維持したまま、金融機関の債権をカットないし DES をするという手法が定着してきたものと考えています(2019 年：曙ブレーキ工業(株) (東証一部)、(株)文教堂グループホールディングス (ジャスダック)、2020 年：(株)倉元製作所 (ジャスダック)、児玉化学工業(株) (東証二部)、サンデンホールディングス(株) (東証一部) 等)。

			2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
全国総数	破産	新受件数	110,451	92,555	81,136	73,370	71,533	71,840	76,015	80,012	80,202	78,104
		前年対比増減率		-16.2%	-12.3%	-9.6%	-2.5%	0.4%	5.8%	5.3%	0.2%	-2.6%
	再生	新受件数	325	305	209	165	158	151	140	114	145	109
		前年対比増減率		-6.2%	-31.5%	-21.1%	-4.2%	-4.4%	-7.3%	-18.6%	27.2%	-24.8%
	小規模個人再生	新受件数	13,108	9,096	7,655	6,982	7,798	8,841	10,488	12,355	12,764	12,064
		前年対比増減率		-30.6%	-15.8%	-8.8%	11.7%	13.4%	18.6%	17.8%	3.3%	-5.5%
	給与所得者等再生	新受件数	1,154	925	719	686	679	761	796	856	830	777
		前年対比増減率		-19.8%	-22.3%	-4.6%	-1.0%	12.1%	4.6%	7.5%	-3.0%	-6.4%
	会社更生	新受件数	7	24	6	4	42	1	10	4	1	3
		前年対比増減率		242.9%	-75.0%	-33.3%	950.0%	-97.6%	900.0%	-60.0%	-75.0%	200.0%

			2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
東京地裁	破産	新受件数	20,237	17,379	15,486	14,160	12,420	10,817	11,313	11,740	11,505	10,737
		前年対比増減率		-14.1%	-10.9%	-8.6%	-12.3%	-12.9%	4.6%	3.8%	-2.0%	-6.7%
	再生	新受件数	109	111	74	56	60	50	42	37	67	33
		前年対比増減率		1.8%	-33.3%	-24.3%	7.1%	-16.7%	-16.0%	-11.9%	81.1%	-50.7%
	小規模個人再生	新受件数	1,653	1,079	888	827	942	883	1,060	1,116	1,179	1,039
		前年対比増減率		-34.7%	-17.7%	-6.9%	13.9%	-6.3%	20.0%	5.3%	5.6%	-11.9%
	給与所得者等再生	新受件数	153	126	113	94	76	74	76	81	81	88
		前年対比増減率		-17.6%	-10.3%	-16.8%	-19.1%	-2.6%	2.7%	6.6%	0.0%	8.6%
	会社更生	新受件数	4	21	2	3	41	1	9	3	0	2
		前年対比増減率		425.0%	-90.5%	50.0%	1266.7%	-97.6%	800.0%	-66.7%	-100.0%	-

### 3 中小企業に対する支援の状況

政府系金融機関が、コロナ禍での中小企業の資金需要に応じるために極めて多大な融資を行ってきています。例えば日本政策金融公庫は 2020 年 1 月 29 日から 2021 年 9 月 30 日までの間に、約 91 万件約 15 兆円の実質無利子融資等を承諾しています。実施実行数を比較しても金融危機に陥ったリーマン時が約 40 万件でありその 2 倍以上、平時 (2018 年度) は 29 万件であり平時の 3 倍の実行数でとなっています。

中小企業庁監督下にある中小企業再生支援協議会は、2003 年設立以来、中小企業の事業再生をサポートするべく、窮境に陥った中小企業に対し、コンサルタント (中小企業診断士)・会計士・税理士・弁護士等の専門家が、当該企業の資金繰り計画や銀行調整等の支援を行うことを主たる業務としています。コロナ禍にあった 2020 年度の相談件数は設立以来の史上最多の 5580 件となりました。

2020年4月以降は、特例リスケジュール支援により中小企業のコロナ支援も行っています。この特例リスケジュール計画においては、事業再生の可能性を考慮せずに、一括して1年間の元本返済猶予等を含むリスケジュール計画の作成を支援して、債権者である銀行らから同意を得るように金融機関調整を支援しています。非常に活況を呈し効果的であることから、2020年4月から今年8月までで5417件の相談実績、支援実績をもつこととなりましたが、実質的には問題の先送りであって、いずれかの時点で、抜本的な再生計画の立案が必要となります。

#### 4 過剰債務問題

前述したとおり、COVID-19の経済に対する影響を最小限度に押さえるために、ゼロゼロ融資(約50兆円)が実行され、かつ、政府から金融機関に対する強力な指導によって、危機的な状況にある債務者に対しては、リスケを含めて、金融機関による手厚い対応がなされてきました。したがって、現状において金融機関による回収行為が事実上ストップしていることから、倒産件数は増えていません。

- さらに、税金、社会保険料も、支払猶予措置によって滞納額は増大しており、今、事業の再生を行うとしても、優先債権である税金、社会保険料を弁済すると、一般債権に対する弁済がほとんど行えないというケースも増大しています。
- このような過剰債務の処理が、アフターコロナにおける日本の事業再生にとって最大の課題であり、コロナが終息に向かうという状況になったときに、一挙に噴出してくることとなりますので、中小企業庁が中心となって、過剰債務問題の出口を探る戦略の立案が進められています。

□

#### 5 産業競争力強化法の改正

このような日本経済の状況を踏まえて、産業競争力強化法の改正が行われ、事業再生ADRから簡易再生手続への移行の円滑化が図られました。COVID-19の影響が継続し、企業の事業や財務に与える影響が不透明な状況下で、予防的な意味合いも含めて、事業再生ADRによって、迅速な事業再生を可能とする環境を整備しようとするものです。

改正内容ですが、金融機関に事業再生ADR手続への参加の努力義務を課す(改正法65条の5)、事業再生ADR手続における債権者の債権の総額の5分の3以上にあたる債権を有する債権者が事業再生計画に同意した場合に、事業再生実務家協会が再生計画における債権カットが事業再生に欠くことができないものであることを確認することができる旨規定されました(改正法65条の3)

この確認がなされたときは、事業再生 ADR が不調に終わり簡易再生に移行する場合(民事再生法 211 条第 1 項の申立てがあった場合)、裁判所は、この確認がなされていることを考慮し、再生計画案について、第 174 条第 2 項 4 号(再生計画の決議が債権者一般の利益に反するかどうか)に該当する事由があるかどうかを判断することができることになりました(改正法 65 条の 4)

さらに、事業再生 ADR における手続実施者が、その後の法的整理において監督委員に選任されることについて、法的な根拠規定を設けました(改正法 49 条、50 条)。これらによって、事業再生 ADR と法的手続の連続性が制度的に確保されることとなった。

これらの改正の結果、事業再生 ADR が成立しなかった場合における簡易再生への移行・同一の再生計画案の成立の見込みに関する予見可能性が向上しました。債権金額の小さい一部の金融機関債権者が、合理的な理由なしに事業再生 ADR に反対する場合であっても、上記改正によって、簡易再生手続において同内容の事業再生計画が認可されるということであれば、不合理な反対をすることは、無意味かつ有害な行為であることとなります。したがって、万一、不合理な反対をする少額の金融債権者がいる場合であっても、手続実施者として、説得に使える武器が増えたこととなります。今後、これらの規定を利用した、事業再生 ADR が増加することが期待されています。

## 6 アフターコロナにおける中小企業の事業再生スキーム

中小企業の再生については、中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理等のガイドラインの策定について検討がなされています。また、中小企業の倒産時に、個人保証を行う経営者が個人破産となるケースが多いことは、中小企業の経営者にとって事業再生の早期決断の大きな阻害要因になっているとの指摘があることから、経営規律の確保に配慮しつつ、対応措置を検討することとされています。

しかしながら、優先債権である税金や社会保険料を完済できないケースにおいては、私的整理や民事再生で計画を作るのは不可能ですので、プレパッケージ型破産スキームを検討する必要があります。すなわち、スポンサーを事前に決めて、事業譲渡により事業の再生を行うとともに、実態がなくなった旧会社は破産手続きで整理するという方法をとることとなります。

成長戦略実行計画(令和 3 年 6 月 18 日閣議決定)においても、中小企業の事業再生について重要な関心が示されています。中小企業の事業再生を進めるにあたっては、収益力の改善が不可欠であることから、企業が自律的・持続的な成長に向けた収益力の改善に取り組むことを前提とした施策を実施し、中小企業

の技術革新、DXの推進に向けた支援が不可欠となってきます。

以上